

会費の減免措置に関する規定

平成11年12月 2日 制定 平成29年 4月24日 改訂
平成19年11月29日 改訂 令和 2年 7月28日 改訂
平成25年11月 8日 改訂

- 第1条 本規定は会則に基づき、会費の減免措置について定める。
- 第2条 正会員のうち、大学院生・学部学生およびこれに準ずる者は、年度毎に学生であることの証明（学生証の写し等）を学会事務局に提出して総務委員会の確認を得ることにより、会費の減免措置を受けることができる。
- 第3条 第2条の減免措置として、確認を得た年度の年会費を3,500円とする。
- 第4条 評議員会は、感染症等の社会情勢により、第2条に該当する正会員の年会費を、年度毎に承認して、全額免除することができる。評議員会にて免除対象に指定された年度の会費免除を受けるためには、当該会員は学会事務局に申し出を必要とする。
- 第5条 正会員のうち、満年齢が65歳以上で会員歴が25年以上の者は、学会事務局に申し出て評議員会の承認を得ることにより、会費の減免措置を受けることができる。
- 第6条 第5条の減免措置として、承認を得た次年度以降の年会費を3,500円とする。
- 第7条 本規定の変更には評議員会の承認を要する。